株式会社がその目的とする事業活動をするには、もちろん資金が必要である。その資金は、会社設立当初は、出資者による株式の引受けという形で全額外部から集めることになるが、会社設立後は、事業活動で利益を上げ、その利益の一部を会社内に留保し、いわゆる内部資金としてこれを新たな活動に使って行くことになる。しかし、その時々の営業の状況や事業の拡大などにともなって、内部資金では足りず、新たな資金を外部から調達する必要がでてくることもある。

このような場合、会社としてはいくつか方法があるが、単純で一般的なのが借り入れである。誰から借りてもかまわないわけであるが、通常は銀行等の金融機関から借りることになる。この資金調達は、要するに通常の金銭消費貸借である。現実には金融機関からの借り入れによる資金調達は最も一般的な方法で、極めて多く行われており、特に短期的な資金調達には有用な手段である。

しかし、より大規模かつ長期的な資金調達となると、金融機関からの借り入れには、利息が高額に上ることや、相当の担保の提供が必要となるなど、会社にとって不利な面もある。そこで、会社としては商法に規定されている、大規模な資金調達に適した2つの方法を検討することとなる。すなわち、新株の発行(商法第280条の2以下)と社債の発行(商法第296条以下)である。いずれも、広く一般から資金を集める方法として、大きな金額の資金調達に適した手段であり、銀行借り入れに比べればコストを低く抑えることができるとされている。

このように、新株発行と社債発行は、経済的な効果の点では、互いに似ている面を持っているが、法的性質という面から見ればこの2つは全く異なるものである。すなわち、新株発行は要するに新たな出資者、つまり社員の募集であり、すでに学んだように、株式に対する払込金は、資本に組み込まれ、会社が解散するなどの場合を除いて返還されることは予定されておらず、株主は株主総会を構成して会社の意思決定に関与する一方で、会社が利益をあげることができなければ配当を受けることはできないのに対し、社債はあくまでも会社の債務であり、社債権者は社員ではなく、会社の意思決定には全く関与しない一方、社債は「償還」という形でその金額が返還されることが予定されており、かつ社債権者は会社が利益を上げたか否かにかかわらず、一定の利息を受け取ることができるのである。ごく簡単に言えば、新株の発行を受けた人、つまり株主は、会社の一員で、いわば内部の人あるが、社債権者は外部の人で、会社に対してお金を貸している人なのである。会社の側から見れば、新株発行で得た資金は、いわば「自分のお金」であり、社債の発行で得た資金は「他人から借りているお金」なのである。

1 重要語句

a 新株

「新株」という特殊な株式が存在するわけではなく、会社設立の時に発行した最初の株式を除き、その後に発行される株式を全て「新株」という。新株の発行は、単純に資金調達をする目的で行われるほか、会社が合併したりする場合に株主間の持ち分の割合を調整するために発行されることなどもある。新株の発行は、普通は、定款で定められた発行が予定されている株式数の範囲内であれば、取締役会の決議で決定することができるが、定款で定められた発行予定株式の数(これを、取締役会にその発行の権限が与えられている株式の数という意味で、「授権株式数」などという)を超える場合には定款変更が必要となるので、株主総会の決議が必要である。

b 社債

「社債」とは「公衆に対する起債によって生じた株式会社の多数に分割された債務であって、それについて有価証券が発行されるもの」をいう、などとされるが、「有価証券(債券)の形をとった株式会社の債務」とでも覚えておけばよい。要するに広く一般大衆からお金を借りる手段であり、お金を貸してくれた人にその金額に相当する数の債券を与えるわけである。この債券、つまり社債券を持っている人は、定期的に利息の支払いが受けられ、会社がそのお金を返す期限(償還期限)が来れば、持っている数の社債券に応じて会社から貸し金の返済としてお金の支払いが受けられるわけである。社債は、株式と同じく、原則として自由に売ったり買ったりできるので、市場が形成され、相場が形成されて取引が活発に行われる。社債の発行は取締役会の決議で行われる(商法第296条)が、会社がいい加減な社債発行をして公衆に被害を及ぼしたりしないように、商法は、発行やその後の管理について厳格な手続きを定め、かつ、小規模の社債発行の場合を除いて、専門の会社に社債の管理を委託しなければならないことにしている(商法第297条以下)。

c 社債権者

社債を保有している人のこと。会社に対する債権者一般を示す言葉としての「会社債権者」と間違えやすいので注意が必要である。社債権者は、利息を受け取る権利や、決められた期限に社債の償還を受ける(つまり、貸したお金を返してもらう)権利があるほか、「社債権者集会」という団体を構成し、自分たちの利害に重大な関係を持つ事柄について一定の決議を行い、会社に自分たちの利益を損なわないように求めることができる(商法第319条)。